

「甲府南指定居宅介護支援事業所」

ご利用契約書

（以下「利用者」という。）と甲府南指定居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）は、介護保険法に基づき事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約を締結するものとします。

（契約の目的）

第1条 事業者は、利用者の委託を受けて、介護保険法等の関係法令に従い居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な居宅サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡その他の便宜を提供するものとします。

（契約期間）

第2条 この契約の契約期間は、令和 8 年 月 日から要介護認定有効期間満了日までとするものとします。

2 契約満了の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

（居宅介護支援の担当者）

第3条 事業者は、居宅介護支援の担当者（以下「担当者」という。）として介護支援専門員である職員を選任し、適切な居宅介護支援に努めるものとします。

2 事業者は、担当者を選任し、又は変更する場合は、利用者の状況とその意向に配慮して行うとともに、事業者の事情により変更する場合はあらかじめ利用者と協議するものとします。

（居宅サービス計画の作成）

第4条 事業者は、次の各号に定める事項を担当者に担当させ、中立公正に居宅サービス計画を作成するものとします。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面会して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 利用者の居住する地域における指定居宅サービス事業に関する情報を、利用者及びその家族に適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 利用者の意思を尊重した上で、居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④ 居宅サービス計画原案の内容について、利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、居宅サービス計画作成に必要な支援を行います。

（居宅サービス計画の変更）

第5条 事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合には、速やかに居宅サービス計画を変更し、居宅サービス事業者等への連絡調整等を行うものとします。

（サービス提供の記録）

第6条 事業者は、一定の期間ごとに「居宅サービス計画」に記載したサービス提供の目標等の達成状況等を評価し、その結果を書面に記録することとし、契約終了後の保存期間は指定を受けた保険者の条例に定められた期間とします。（甲府市は5年）

2 事業者は、前項の記録を利用者の求めに応じて閲覧に応じ、又は実費負担によりそのコピーを交付するものとします。

(利用者負担金)

第7条 事業者が提供する居宅介護支援に対する利用者負担金は、別紙重要事項説明書に記載するとおりです。

(契約の終了)

第8条 利用者は、事業者に対しいつでも1週間以上の予告期間をもって、この契約を解約することができるものとします。

2 事業者は、利用者の著しい不信行為により契約の継続が困難となった場合は、その理由を記載した文書により、この契約を解除することができるものとします。

3 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了するものとします。

- ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ② 利用者が要介護認定を受けられなかったとき（ただし、要支援認定を受けその後、再度要介護認定を受けた場合は最初に契約したものを有効とする）
- ③ 利用者が死亡したとき

(損害賠償)

第9条 事業者は、居宅介護支援の実施にあたって、自らの責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償するものとします。

(秘密保持)

第10条 事業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密・個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約期間中及び契約終了後、第三者に漏らしてはならないものとします。

2 事業者は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得た場合は、前項の規程にかかわらず、一定の条件の下で情報提供をすることができるものとします。

(個人情報保護の取扱いについて)

第11条 業務上知り得た個人情報については、法令・ガイドラインを遵守します。

2 法人として個人情報保護規程を策定し、個人情報を収集、利用する場合の取扱いについて定めます。

3 個人情報保護方針と利用目的を明確にし、公表します。（重要事項説明書に添付）

(苦情対応)

第12条 事業者は、苦情の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に必要な対応を行うものとします。

2 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らかの不利益な取扱いをしてはならないものとします。

(カスタマーハラスメントへの対応)

第13条 事業者では、全ての利用者に安心して居宅介護支援サービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。そのため、利用者又は身元引受人等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、適切な介護サービスを継続的に提供するため、組織として必要な対応を行うものとします。具体的な例としては、次の行為などがあります。

- ・大声での叱責や威圧的な言動
- ・人格を否定する発言や差別的な言動

- ・業務の範囲を超えた過度な要求
- ・長時間にわたる執拗な要望やクレーム

これらの行為または類似する行為が認められた場合には、複数名での対応やサービス提供方法の見直しについてご相談させていただくことがあります。

なお、介護サービスに関する正当なご意見やご要望・苦情につきましては、これまでどおり誠意をもって対応いたしますので、遠慮なくお申し出ください。

(契約外条項)

第14条 この契約及び介護保険法等の関係法令で決められていない事項については、介護保険法その他関係法令の趣旨を尊重し、利用者と事業者の協議により定めるものとします。

(その他)

第15条 この契約の内容は、山梨県知事に届出て認可されており、そのことで効力を有します。契約内容を変更する場合は、その都度、山梨県知事に変更申請をします。よって、契印を省略するものとします。

この契約書の締結を証するため、この契約書を2通作成し、利用者及び事業者が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとします。

令和 8 年 月 日

ご利用者 住 所

氏 名 印

(上記代理人（代理人を選任した場合）)

住 所

氏 名 印

事業者 住 所 甲府市住吉5丁目24-14

名 称 甲府南指定居宅介護支援事業所 印